

意見書

平成25年4月12日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめ ばん ごう
住所 東京都新宿区西新宿二丁目 3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 KDDI株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書（案）に関し、別紙
のとおり意見を提出します。

（文中では敬称を省略しております。）

報告書（案）	当社意見
はじめに	<p>日本の固定通信市場においては、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展しているところであり、国民利便の維持・向上の観点から、メタル回線については、需要減少に伴う接続料上昇を抑制しつつ、主な移行先の1つである光ファイバについては、接続料を更に低廉化させ、ユーザーが円滑に移行できるような環境を整備することが非常に重要と考えます。同時に、NTT東・西と同等の利用環境を早期に整えることも肝要です。</p> <p>平成25年度ドライカップ接続料においては、災害特別損失の接続料原価への算入を複数年度で反映することによりNTT東日本における接続料が若干ながら低減されたものの、メタル回線に係る接続料は依然として高い水準で推移しており、競争事業者の事業環境が厳しい状況にあることに変わりありません。</p> <p>他方、光ファイバ接続料は低廉化傾向にあるものの、FTTH市場における更なる競争促進、ユーザー利便の向上のためには、現行水準よりも更に低廉化させていく必要があると考えます。</p> <p>今回、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申（以下、「ブロードバンド答申」と言う。）を踏まえ、メタル回線と光ファイバの配賦見直し等に関する議論がなされたところですが、メタル回線に係る接続料の上昇を抑制するために、メタル回線のコストを光ファイバ側に寄せると、光ファイバ接続料が横ばいしないし上昇に転じる懸念があり、メタルから光へのマイグレーションやFTTH市場における競争を後退させ、ユーザー利便を損なうことになりかねません。さらに、メタル回線に係るコストの直接的な削減につながらないことも踏まえると、合理的な対応ではないと考えます。</p> <p>本来は、これまで情報通信行政・郵政行政審議会答申※からの要請にあるとおり、一義的には、NTT東・西において不断のコスト削減を実施していくことが必要であり、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は取る</p>

	<p>べきではありません。</p> <p>※「NTT東西に対し、移行の進展に伴うトラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請すること」（情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成24年3月29日））</p> <p>「NTT東西に対し、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請すること」（情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成23年3月29日））</p>
<p>第3章 メタル回線に係る設備の耐用年数</p> <p>3. メタル回線接続料に係る設備の耐用年数の見直しの方向性</p> <p>P 2 5</p> <p>メタル回線接続料に係る減価償却費の内訳において、約40%を占めているメタルケーブルについては、上述のとおり、平成23年度末時点の経過年数別取得固定資産価額及び残価率についてのNTT東西の調査結果によれば、現行の耐用年数である13年を超えて利用しているメタルケーブルが多数存在することが明らかになっている。このことに鑑みれば、より使用実態を踏まえた経済的耐用年数を適用することが適当と考えられる。</p> <p>P 2 6</p> <p>メタル回線接続料に係る減価償却費の内訳においては、メタルケーブルに次いで、電柱、土木設備が大きな割合を占めている。土木設備については、平成21年に使用実態を踏まえた経済的耐用年数に見直された一方、電柱については、耐用年数の見直しが行われていない。</p> <p>（中略）</p> <p>この点、電柱及びMDFの耐用年数については、NTT東西において、メタルケーブルのより使用実態を踏まえた経済的耐用年数の検討と合わせ検討が行</p>	<p>メタル回線接続料に関する設備の耐用年数を使用実態に即して見直すことについては、報告書案にあるとおり、多くのメタルケーブルは法定耐用年数である13年を超えて利用していることが明らかになっているのであれば、直ちに実施すべきと考えます。</p> <p>なお、今回、メタル回線に係る一部資産の耐用年数の見直しが検討されたところですが、NTT東・西におけるコスト効率化の観点から、光ファイバ等メタル回線以外の資産についても、使用実態を調査し、見直しを検討することが必要と考えます。</p> <p>特に光ファイバについては、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが更に進展していくことを踏まえると、一層のコスト効率化を図り、光ファイバに係る接続料の低廉化を図っていくことが重要と考えます。</p>

<p>われており、具体的な検討の結果については、平成25年5月に報告されることとなっている。</p>	
<p>第6章 メタル回線コストの見直しの実施の方向性 2. メタル回線コストの見直しの実施についての考え方 (2) 加入光ファイバ接続料への影響緩和の考え方 1) 配賦方法の見直し P42 加入光ファイバの需要がこれまで増加傾向にあり、その接続料が低廉化してきたことを踏まえても、配賦方法の見直しの影響により、上昇する可能性もあることに鑑みれば、具体的に影響緩和の要否を判断する加入光ファイバ接続料の水準については、加入光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合とすることが適当である。</p> <p>また、配賦方法の見直しの影響の緩和の方法については、配賦方法の見直しが見直し配賦方法が接続会計に反映されること、接続料算定に際しては、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料への影響のバランスをとる観点から、例えば、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料の原価において、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映すること等により、調整を行うことが考えられる。</p>	<p>施設保全費におけるメタルと光ファイバの配賦方法の見直しについては、メタル回線に係る接続料を抑制する効果はあるものの、メタル回線と光ファイバに共通的に発生する費用のうち、メタル回線側のコストを光ファイバ側に付け替えることに過ぎず、光ファイバ接続料は大幅に上昇することになります。</p> <p>また、メタルから光ファイバへのマイグレーションの進展により、今後更にメタル回線の需要が低下していくことを踏まえると、光ファイバ側のコスト負担が必要以上に増大していくことになるため、今回の配賦方法の見直しは、マイグレーションの促進に逆行する対応であると考えます。</p> <p>メタル回線のコストについては、先述のとおり、これまでも需要減に応じたコスト削減の実施について要請されてきていることを踏まえ、これまで実施してきたコスト削減努力をより一層図ることが先決です。光ファイバ側へコストを寄せ、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は取るべきではなく、光ファイバに係る各種接続料が上昇しないような措置を着実に講じていくべきと考えます。</p>
<p>第6章 メタル回線コストの見直しの実施の方向性 2. メタル回線コストの見直しの実施についての考え方 (2) 加入光ファイバ接続料への影響緩和の考え方 2) 回線管理運営費の見直し P42 将来のある時点における回線管理運営費の平準化の見直しによる影響は、メタル回線についても、光ファイバ回線についても、現時点で予見することは困難</p>	<p>回線管理運営費の扱いについては、接続機能毎に接続料を設定すると料金水準に大きな差が生じる状況にあったことから、各機能を平準化して設定されているところと理解しております。現段階においてもその状況に変化がないことから、現時点では現行の算定方法を継続すべきと考えます。</p> <p>仮に機能別に算定した場合、光ファイバへ与える影響が非常に大きいことから、更なる競争促進、円滑なマイグレーションを図るためには、当面は現行の算定方法を維持し、光ファイバの需要動向を見極める必要があると考えます。</p>

<p>である。このため、将来における回線管理運営費の平準化の見直しの適否の判断については、今後に委ねることとし、現時点で行わないことが適当である。</p>	<p>したがって、回線管理運営費に係る全てのコスト要素について、現行の平準化から機能別にすることは現時点で決定すべきではないと考えます。</p>
<p>第6章 メタル回線コストの見直しの実施の方向性 3. メタル回線コストの予見性向上 (1) メタル回線接続料の予見性 P 4 3 メタル回線接続料の予見性に関しては、現状では、メタル回線の具体的な接続料水準は、例年1月中旬のNTT東西の次年度の接続料等の改定の認可申請の時点で判明する。しかしながら、メタル回線の接続料は、実績原価方式で算定されており、基本的には前年度の実績の費用及び需要が明らかとなれば、次年度の接続料水準についての見通しを立てることができる。</p>	<p>今回、接続料に対する予見性向上の観点から、接続料原価や稼働回線数実績等の詳細な情報を接続会計公表後できるだけ速やかに開示することが指摘され、NTT東・西からも前向きな回答が得られているとのことですが、NTT東・西においては、可能な限り早期に開示していただきたいと考えます。</p> <p>なお、メタル回線に係る接続料に関する情報の早期公表のみならず、他の接続料についても同様の対応を取ることが必要と考えます。</p>

以上